

1頭当たり  
5万円を支援

## 肉用牛肥育農家の経営を支援します 花巻産牛銘柄確立緊急対策事業



新型コロナウイルス感染症に伴う消費需要の減少により、経営の悪化が懸念される肉用牛肥育農家を対象に、花巻産の肥育素牛の導入経費を支援します。

### ■対象

花巻産黒毛和種の子牛を肥育素牛として導入し、市内の農場で肥育後出荷する肥育農家  
※肥育素牛の導入は、自家保留または県内市場で購入した場合に限ります

### ■補助額

1頭当たり5万円(1経営体当たり上限頭数20頭)

### ■補助対象期間

4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

### ■申請方法

申請書に必要事項を記入の上、下記へ提出  
※JAいわて花巻の組合員の場合は、同畜産販売課へ提出してください

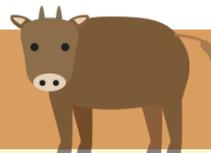
本事業に加え、市とJAいわて花巻が実施している花巻産牛銘柄確立対策事業[1頭当たり4万円(市…2万円、JA…2万円)]を併用することにより、最大で9万円の支援を受けることができます。詳しくは下記へお問い合わせください。

\*申請書は、農政課、各総合支所産業係、JAいわて花巻畜産販売課に備え付けています

【問い合わせ・提出】農政課(☎23-1400)

牛マルキンに  
上乗せ補助

## 花巻市 肉用牛肥育経営安定緊急対策補助金



市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収となった肉用牛肥育農家の経営を支援するため、肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)に上乗せ補助を行います。

■対象 肉用牛生産者(肉用牛肥育経営安定交付金の対象者に限る)

■助成率 標準的生産費から標準的販売価格を差し引いた額の10分の1

■対象期間 4月～令和4年3月

■問い合わせ 農政課(☎23-1400)

### ●肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)

国では、畜産経営の安定化を図ることを目的に、肉用牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回った肉用牛生産者に対し、交付金を支給しています。

◆対象 肉用牛生産者

※次のいずれかに該当する場合は対象外

▶資本金の額が3億円を超え、従業員が300人を超える会社▶暴力団員▶畜産経営の安定に関する法律その他関係法令に違反し、罰金以上の刑に処された人

◆交付率 標準的生産費から標準的販売価格を差し引いた額の10分の9

↑標準的 生産費↓	家族 労働費	↑差 額↓	市補助金	10分の1
	物財費 など		交付金	10分の9
			標準的 販売価格	

\*申請方法など詳しくは、下記にお問い合わせください

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)

申請期限は  
6月30日

## 市内の中小企業者が対象 地域企業経営支援金を支給しています



花巻商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している市内に店舗がある中小企業者を対象に「地域企業経営支援金」を支給しています。

\*この支援金は市・県の支援を受けて実施しています

【問い合わせ】花巻商工会議所(☎23-3381)

### ■対象

市内に店舗を有し▶飲食店▶小売業▶サービス業▶宿泊業▶など、県の支援対象業種に定められている中小企業者

\*支援対象業種の一覧は、花巻商工会議所ホームページで紹介しています



### ■売上要件

次のいずれかの要件を満たす事業者  
▶令和2年11月～3年3月の間のいずれか1カ月の売り上げが前年同月と比較して50%以上減少している事業者▶令和2年11月～3年3月までの間のいずれかの連続する3カ月の売り上げの合計が前年同期と比

較して30%以上減少している事業者  
※申請日時時点で前年の売り上げが存在しない事業者の場合は、創業～比較月の前月の間の▶いずれかひと月の売上額▶いずれか連続する3カ月の売上合計額一で要件を判断します

### ■給付額・限度額

県補助分…1店舗当たり上限40万円

令和2年11月～3年3月の間で、売り上げを比較する月を含む任意の連続する3カ月の売上合計を前年同期の売上合計から差し引いた額…1店舗当たり40万円が上限  
※複数の店舗を経営する事業者は、法人200万円、個人100万円が上限

市補助分…1店舗当たり上限30万円

市内に本店または主な事業所を有し、次の市独自支援を受けていない場合は、1店舗当たり30万円を上乗せ給付  
▶飲食店等経営支援金▶温泉宿泊施設等利用促進事業補助金▶貸切バス事業者事業持続支援金▶公共交通事業者緊急対策支援金

### 給付額の計算例

●給付額290千円の場合 (単位:千円、%)

区分	11月	12月	1月	計
元年度	100	200	150	450
2年度	70	50	40	160
差額	30	150	110	290
減少率	30.0	75.0	73.3	64.4

差額合計290千円を給付

●給付額400千円の場合 (単位:千円、%)

区分	12月	1月	2月	計
元年度	500	600	200	1,300
2年度	150	300	100	550
差額	350	300	100	750
減少率	70.0	50.0	50.0	57.7

差額合計750千円のうち限度額400千円を給付

事前予約が  
必要です

## 地域企業経営支援金申請受付窓口を開設します

花巻商工会議所では、申請手続きの円滑化を図るため、申請受付窓口を開設します。

■対象 市内事業者

■期間 4月28日(水)まで

※土・日曜日、祝日を除く。4月30日(金)以降は、花巻商工会議所(☎23-3381)で受け付けます

■時間 午前9時～午後4時

■会場 なはんプラザ

■予約先 花巻商工会議所(☎23-3381)

\*申請書類などは、花巻商工会議所ホームページに掲載しています

